

内閣参質二一二第九四号

令和五年十二月二十二日

内閣總理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員石垣のりこ君提出朝鮮人虐殺に関する清浦奎吾内閣と現内閣の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員石垣のりこ君提出朝鮮人虐殺に関する清浦奎吾内閣と現内閣の認識等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「特赦及び特別特赦の対象者がいたこと」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「本閣議決定文書」からは、恩赦に関する方針が決定されたことは認められるものの、当該文書に記載されている以上の内容については、把握することができないことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。

二及び三について

御指摘の「本閣議決定文書」からは、当該文書に記載されている以上の内容については、把握することができず、また、御指摘の「朝鮮人犯行の風説を信じ、その結果、自衛の意をもつて誤つて殺傷行為を為したる者があつた」ことについては、調査した限りでは、政府内にその事実関係を把握することができる記録が見当たらぬことから、お尋ねについてお答えすることは困難である。